

令和4年5月11日 記者会見資料
地域・市民生活部人権・男女共同参画課

長野市パートナーシップ宣誓制度の基本方針(案)に対する 市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について

(1) 理解の現状

近年、「LGBTQ」や「性的少数者」という言葉は、当事者の声やマスメディア等で取り上げられたこともあり、広く定着してきました。

その一方で、「LGBTQは趣味の問題ではないのか」などの誤った認識を持つ人や、性的少数者を揶揄したり、差別的な言葉をふざけて使うなど、社会生活の中で、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別が根強く残っています。

こうした言動は、当事者にとって精神的苦痛となり、働きづらさや生きづらさにつながります。これらの言動の多くは、性的少数者に対する私たちの正しい理解がないために起こっている可能性が高いことがうかがえます。

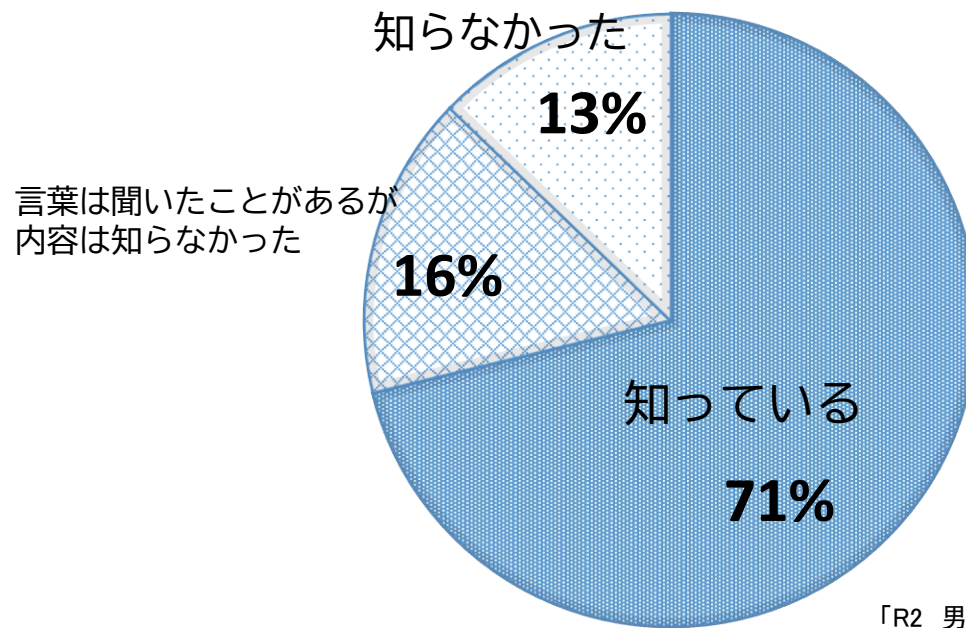
性の構成要素	多様なアイデンティティの例	説明
性的指向 Sexual Orientation	レズビアン(Lesbian)	女性として女性が好きな人
	ゲイ(Gay)	男性として男性が好きな人
	バイセクシュアル(Bisexual)	男女どちらにも性愛感情を抱く人
性自認 Gender Identity	トランスジェンダー(Transgender)	生物学的な性と性自認が異なる人
性的指向・性自認	クエスチョニング(Questioning)	性的指向や性自認が決められない、 又はあえて決めない人

(2) LGBTという言葉を知っているも…

性的少数者及びLGBTという言葉の認知率は徐々に高まってきており、長野市の調査でも約7割近い方が知っているという回答が出ています。

これに対し、「LGBT」がどのような方を指すのかについて答えられる人は半数程度にとどまっているのが現状です。

性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)又は「LGBT」という言葉(どちらか一方でも)を知っているか、または聞いたことがありますか。



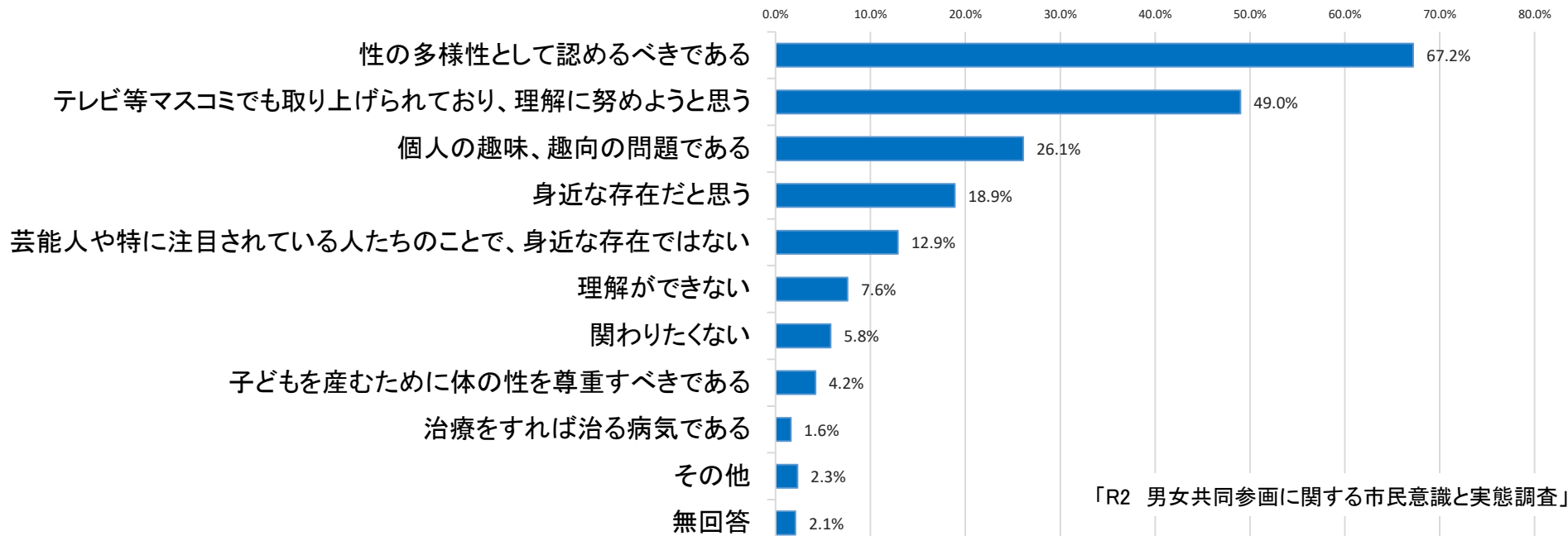
「R2 男女共同参画に関する市民意識と実態調査」

(3) LGBTについての考えやイメージは・・・

「性的少数者についてどのような考えや、イメージをお持ちですか」という質問に対し「性の多様性として認めるべき」、「理解に努めたい」という前向きな回答が多くを占めている一方で「個人の趣味、趣向の問題」「身近な存在ではない」「理解ができない」と回答している人も一定の割合を占めているのが現状です。

こうしたことから、性的少数者に対する理解はまだ進んでいるとは言えません。

性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)についてどのような考えや、イメージをお持ちですか。
あなたのお考えに近いものを次の中から3つまでお選びください



性的少数者を適切に理解し、その存在を認識・受容することのできる社会の実現に向けて、理解の促進、社会制度の整備の両面から様々な取組が進められています。

国や地方自治体の動き

西暦	国・自治体の取組	解説
2004	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」公布(法務省)	一定の条件を満たせば戸籍上の性別の変更が可能に
2012	「自殺総合対策大綱」改正(内閣府)	性的少数者を対象とした自殺対策の必要性を明記
2013	・大阪市淀川区が、地方自治体として初めて「LGBT支援宣言」 ・東京都文京区と多摩市の男女平等に関する条例に、性的指向、性自認による差別禁止規定が盛り込まれる	
2015	・全国で初めて、東京都渋谷区が「パートナーシップ宣誓制度」を開始 ・「性同一性障害に係るきめ細かな対応の実施等について」発出(文科省)	※パートナーシップ: 婚姻とは異なるものの婚姻関係に相当
2017	・「改正男女雇用機会均等法」が施行(厚生労働省) ・東京都国立市がアウティングの禁止を盛り込んだ条例を制定	セクハラ指針が見直される ※アウティング: 性的指向等の暴露
2020	改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)が施行	指針において、性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を、パワハラであると明記
2020	長野県 「性の多様性を尊重するための職員ガイドライン」策定	
2020	長野県立高校入試2020年度から性別欄を廃止	
2020	「あけぼの 人間に光あれ」6訂版(生徒・社会人向け)に性的マイノリティの人権について掲載	
2021	松本市パートナーシップ宣誓制度導入	
2022	駒ヶ根市パートナーシップ宣誓制度導入	事実婚も含む

(1) 「長野市人権政策推進基本方針」(平成25年2月策定)

基本方針の中にある「各人権課題に対する施策の方向性」では、「様々な人権に関する問題」の一つとして「性的指向、性同一性障害」を掲げ、「性的指向及び性同一性障害を理由とする偏見や差別は不当であるという認識を持ち、人間の性のあり方について固定的に考えるのではなく、性的多様性を認め合うことが大切」との認識を示し、「理解を深めるために啓発活動に取り組む」としています。

(2) 「LGBTなど性の多様性を認め尊重する人権施策の推進に関する請願」採択

平成30年9月、長野市議会定例会で「LGBTなど性の多様性を認め尊重する人権施策の実施に関する請願」が採択されました。このことを大切にし、性的少数者が差別されず安心して暮らせる社会の実現を目指すため、性的少数者が抱える課題を認識し、偏見を排除する取組や啓発を行っています。

(3) 主な啓発活動

- 「広報ながの」、「ホームページ」に掲載
- FMぜんこうじ、SBCラジオの放送
- セクシュアルマイノリティに関するDVDの貸し出し
- 人権課題として、研修会の実施
- 相談事業

(4) 申請書等から性別欄の廃止(令和3年9月)

性の多様性に関する教育・啓発や性的少数者の方への支援に取り組んでいきます。

(1) 性的少数者に対する理解を深めるための啓発活動

性的指向や性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別をなくすためには周りの正しい理解と認識が重要です。そこで、あらゆる機会や場を通じて、継続的に教育・啓発活動を続けていきます。

(2) パートナーシップ宣誓制度の導入

性的少数者の方々を支援するため、その思いに寄り添い、二人の関係を尊重するためにパートナーシップ宣誓制度を導入します。

この制度は、法的な効力を生じさせるものではありませんが、人生のパートナーとして協力し合うことを約束した二人を長野市が応援するものです。

(参考) パートナーシップ宣誓制度の導入状況

令和4年4月現在で200を超える自治体が導入しています。
導入している中核市21市のうち全てが要綱で制度を運用しています。

■要綱での運用について

長野市には、「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例」及び「長野市男女共同参画推進条例」があり、基本的人権の尊重や市民意識の高揚等の理念が盛り込まれており、パートナーシップ宣誓制度は、この二つの条例を元にした要綱での運用を考えています。

1 趣旨

長野市では、すべての人の人権が尊重される社会を目指し、「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例」、「長野市男女共同参画推進条例」及び「長野市人権政策推進基本方針」の理念に基づき、様々な人権課題に対し取り組んでいます。

誰もが住みやすく開かれた長野市とするため、市民や事業者の皆様に理解が広がり、多様性が尊重され、性的少数者の方一人ひとりが自分らしく安心して暮らし、活躍できるまちづくりを進めています。

性的少数者の方の生きづらさを少しでも解消するため、その取組の一環として、性的少数者の方を含むお二人が、お互いを人生のパートナーとして宣誓する「長野市パートナーシップ宣誓制度」を導入いたします。

2 制度の運用

新たに制定する要綱に基づき運用します。
令和4年中の施行を目指します。

3 制度の概要

(1) 宣誓の要件

一方又は双方が性的少数者であることのほか、次の要件をすべて満たしている必要がある

年齢要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ パートナー双方が成年（満18歳以上）であること。
住所要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれかが市内に住所を有する、又は転入予定であること。
婚姻等要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ パートナー双方に配偶者がいないこと。 ・ 当該パートナー以外の者と、自治体及び民間団体等が実施する類似のパートナーシップの関係にある者がいないこと。
近親者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ パートナー同士が近親者でないこと。ただし、双方の関係が養親子の場合を除く。（民法第734条の直系血族又は三親等内の傍系血族、第735条の直系姻族の関係でないこと）
戸籍上の性別	<ul style="list-style-type: none"> ・ パートナー双方の性は問わない。

(2) 宣誓手続き

申請窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権・男女共同参画課
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前予約の上、提出書類一式を添えて窓口に申請する。 （提出書類：住民票の写し、独身を証明する書類、本人確認書類等） ・ 宣誓は、プライバシーに配慮し、個室で行う。 ・ 申請手数料等は無料とする。

(3) 宣誓書受領証等の交付

交付書類	<ul style="list-style-type: none">・ パートナーシップ宣誓書受領証（1枚）・ パートナーシップ宣誓書受領証カード（2枚） （カードサイズの証明書で、宣誓した二人に各1枚交付）
宣誓書受領証等の紛失手続	<ul style="list-style-type: none">・ 紛失等の際は、再交付を申請することができる。
宣誓事項変更時の手続	<ul style="list-style-type: none">・ 住所や氏名の変更等により宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、変更届により変更を行う。

(4) 宣誓書受領証の効力

有効期間	<ul style="list-style-type: none">・ なし
パートナーシップ解消時の取扱い	<ul style="list-style-type: none">・ パートナーシップ関係を解消した時や、パートナーの双方が市外へ転出する等、対象者の要件を満たさなくなった場合は、宣誓書受領証及び受領証カードは返還する。
宣誓無効の取扱い	<ul style="list-style-type: none">・ 宣誓の内容に虚偽等があった場合は宣誓自体を無効とする。

パートナーシップ宣誓制度については、法的な効力はありませんが、夫婦であれば当然に受けられる行政サービスを、市の裁量の範囲において提供していきます。

また、関係機関等と連携しながら、利用できるサービスの周知・充実を図っていきます。

サービスの内容は、他市の事例も参考に、今後検討します。

行政サービスの例

市営住宅(家族用)の入居

救急搬送証明書の交付

各種見舞金等の支給 など

民間サービスの例

医療機関での面会、病状説明、同意

住宅ローンの借り入れ

生命保険金の受取人指定 など

5 スケジュール（案）

月 日	内 容
令和4年4月14日	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会（基本方針素案について）
4月27日	部長会議（基本方針案について）
5月10日	政策説明会（基本方針案について）
6月	パブリックコメント「長野市パートナーシップ宣誓制度基本方針(案)」 <ul style="list-style-type: none">●募集期間<ul style="list-style-type: none">・令和4年6月1日（水）から6月30日（木）まで●基本方針（案）の周知・閲覧及び「意見用紙」配布窓口<ul style="list-style-type: none">・広報ながの6月号、市ホームページ、市役所、各支所●提出方法<ul style="list-style-type: none">・持参、郵送、ファクス、電子メールで、人権・男女共同参画課へ提出・市ホームページ 「ながの電子申請サービス」で提出●意見の公表<ul style="list-style-type: none">・意見等へ個別回答は行わない。意見等に対する検討結果を市ホームページで公表
7～8月	関係者、当事者からの意見聴取 部長会議、政策説明会（パブリックコメント報告、基本方針決定について）
9月	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会（要綱素案について）
10月	部長会議、政策説明会（要綱案について）
12月	要綱の決定、制度の施行